

愛川町在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、電車及び定期路線バス等を利用することの困難な重度障害者が、タクシー又は自動車を利用する場合に、町がその費用の一部を助成することにより、障害者の日常の生活の利便、社会参加及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に努めることを目的とする。

（助成対象）

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設に入所している者は、助成対象者としない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当する者

（助成の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

- (1) 助成対象者の前々年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第7条で定める額を超えるとき。
- (2) 助成対象者の配偶者の前々年の所得又は助成対象者の民法（明治29年法律第89号）

第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該助成対象者の生計を維持する者の前々年の所得が、政令第 8 条で定める額以上であるとき。

(交付時期)

第 4 条 交付時期は、4 月 1 日とし、4 月から 1 2 か月分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で助成対象者となった者に対しては、順次交付するものとする。

(所得判定の基準日)

第 5 条 所得判定の基準日は、4 月 1 日とし、所得については、前々年所得により判定する。

(助成の始期及び終期)

第 6 条 新たに助成対象者となった者に係る助成は、要件を備えるに至った月以後について行う。

2 助成対象者でなくなった日以後については、助成は行わない。

(申請手続)

第 7 条 この事業の助成を受けようとする者は、愛川町在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成申請書(第 1 号様式)により、第 2 条の各号のいずれかに該当することを証する書類その他町長が必要と認める書類を添付して町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、タクシー・自動車燃料費助成券(第 2 号様式。以下「助成券」という。)を交付する。

3 町長は、第 1 項の申請の内容が適当と認められないときは、その旨を理由を添えて通知する。

(助成額)

第 8 条 助成額は、助成券 1 枚につき 2 5 0 円とする。ただし、利用料金が 2 5 0 円未満の場合は、その額とする。

2 助成券の交付枚数は、1 月につき 6 枚以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、障害があることを理由として、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 1 6 2 条に定める自動車税の減免を受けている者又は愛川町税条例(昭和 50 年愛川町条例第 4 号)第 3 2 条に定める軽自動車税の減免を受けている者に対す

る助成券の交付枚数は、1月につき3枚以内とする。

(利用の方法)

第9条 助成券の利用の方法は、次のとおりとする。

(1) タクシーを利用する場合には、町が協定を締結している事業者の営業用タクシーを利用することとし、1回の乗車につき、助成券8枚以内を運転者に引き渡すものとする。この場合において、タクシー料金と助成券に記載された金額との差額があるときは、助成券を利用する者（以下「利用者」という。）がこれを負担する。

(2) 自動車の燃料を給油する場合には、神奈川県石油業協同組合厚木支部愛川部会に加入する給油所を利用することとし、1回の給油につき、助成券8枚以内を給油所の係員に引き渡すものとする。この場合において、給油代金と助成券に記載された金額との差額があるときは、利用者がこれを負担する。

(有効期限)

第10条 助成券の有効期限は、助成券を発行した日の属する年度の末日までとする。

(助成券の返還)

第11条 助成券の交付を受けた者は、第2条の規定に該当しなくなったときは、速やかに町長に届け出るとともに、交付を受けた助成券のうち未使用の助成券を返還しなければならない。

(助成券使用上の制限)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) この要綱の目的に反し助成券を使用すること。

(2) 助成券を他に譲渡すること。

2 町長は、利用者が偽り、その他の不正な手段により、前項の行為をしたときは、その者から当該助成券相当額を返還させることができる。

(交付台帳)

第13条 町長は、助成券の交付状況を明らかにするため、助成券交付台帳（第1号様式）を備え付けておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(愛川町在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱の廃止)

- 2 愛川町在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱 (昭和62年4月1日施行) は、廃止する。

(愛川町在宅障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の廃止)

- 3 愛川町在宅障害者自動車燃料費助成事業実施要綱 (平成19年4月1日施行) は、廃止する。

(福祉タクシー利用券の取り扱いに係る経過措置)

- 4 愛川町在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱に基づき、平成 2 5 年 9 月 3 0 日以前に交付された福祉タクシー利用券の有効期限は平成 2 6 年 3 月 3 1 日とし、その取り扱いについては、なお従前の例による。

(自動車燃料給油券の取り扱いに係る経過措置)

- 5 愛川町在宅障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づき、平成 2 5 年 9 月 3 0 日以前に交付された自動車燃料給油券の有効期限は平成 2 6 年 3 月 3 1 日とし、その取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。